

対象者及び給付額等確認シート【家計急変用】（県外学校用）

申請者氏名

高校生等は、平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

高校生等は、就学支援金の受給権者、又は学び直し支援金の支給対象者に該当しますか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当しますか？
 （4月2日～7月1日までに家計急変が生じ申請した場合は7月1日、7月2日以降に家計急変が生じ申請した場合は、申請した日が属する月の翌月1日（申請した日が月の初日であるときは、その日）に学校に在籍している生徒の世帯が対象です。）

はい

いいえ

家計急変世帯に該当しません。

生活保護（生業扶助）を受給していますか？
 ※専攻科の高校生がいて、令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税に相当する場合は、「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

ご家庭に通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

支給対象の高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養されている者がいますか？（中学生及び高校生等は除く）

はい

いいえ

複数の高校生等がいますか？

はい

いいえ

家計急変世帯向け奨学給付金の対象ではありません。（通常募集に該当する場合があります）

ケース②

【「非課税世帯」で、7月まで（～7月1日）に家計急変が生じ申請した世帯】
 ①通信制の高校生等及び専攻科の高校生等は52,100円（早期給付受給世帯は39,075円）
 ②本人が全日制で、通信制及び専攻科の高校生等がいる場合は、152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
 ①52,100円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和7年3月までの月数/12ヶ月
 ②152,000円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和7年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース③

【「非課税世帯」で、7月まで（～7月1日）に家計急変が生じ申請した世帯】
 152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
 152,000円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和7年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類3へ

ケース④

【「非課税世帯」で、7月まで（～7月1日）に家計急変が生じ申請した世帯】
 ①1人目の高校生等は142,600円（早期給付受給世帯は106,950円）
 ②2人目以降の高校生等は152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
 ①142,600円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和7年3月までの月数/12ヶ月
 ②152,000円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和7年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース⑤

【「非課税世帯」で、7月まで（～7月1日）に家計急変が生じ申請した世帯】
 142,600円（早期給付受給世帯は106,950円）が支給されます。

【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じ申請した世帯】
 ①142,600円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和7年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

提出書類2

提出書類3

- ①対象者及び給付額等確認シート【家計急変用】（県外学校用）（本紙）にチェックを入れたもの
- ②様式第1号【家計急変用】奨学給付金受給申請書
※家計急変該当者であることの証明書類（別紙）に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- ③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ④健康保険証の写し（国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出）
※対象となる高校生等の健康保険証の写しを提出すること。
※被保険者等記号・番号等をマスキング（塗りつぶす）こと。
- ⑤様式第12号 在学証明書（7/1以降発行）
- ⑥様式第15号 個人対象要件証明書（専攻科のみ）
- ⑦委任状（申請者と口座名義人が違う場合のみ）

- ①対象者及び給付額等確認シート【家計急変用】（県外学校用）（本紙）にチェックを入れたもの
- ②様式第1号【家計急変用】奨学給付金受給申請書
※家計急変該当者であることの証明書類（別紙）に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- ③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ④健康保険証の写し（国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出）
※15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養している者（対象となる高校生等を含む）の健康保険証の写しを提出すること。（例：生徒本人及び兄弟等）
※被保険者等記号・番号等をマスキング（塗りつぶす）こと。
- ⑤様式第12号 在学証明書（7/1以降発行）
- ⑥委任状（申請者と口座名義人が違う場合のみ）

該当するケースに例のようにチェックしてください。

例

レ